

食品寄附におけるデータ標準化ガイドライン
(2025 年 3 月 17 日時点版)

令和 7 年 3 月 31 日

食品寄附等に関する官民協議会

内容

1. はじめに.....	3
1.1. 食品寄附におけるデータ標準化ガイドラインの目的.....	3
1.2. 本ガイドラインの位置づけ.....	3
1.3. 用語の定義.....	4
2. 食品寄附において授受されるデータ項目と定義.....	5
2.1. 食品寄附において授受されるデータ項目.....	6
2.2. 各データ項目における定義.....	9
2.2.1 寄附食品保管場所.....	9
2.2.2 寄附理由・寄附食品の配布先.....	9
2.2.3 商品分類.....	9
2.2.4 商品名.....	13
2.2.5 アレルギー情報.....	13
2.2.6 賞味期限または消費期限.....	14
2.2.7 箱・ケース単位の重量・個数・外寸.....	14
2.2.8 提供形態.....	14
2.2.9 個包装単位での日本語表示有無.....	14
2.2.10 製造者/加工者/輸入者/販売者（加工食品の食品関連事業者）.....	15

1. はじめに

1.1. 食品寄附におけるデータ標準化ガイドラインの目的

令和元年に制定された食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）においては、食品ロスの削減を達成するために、「まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等によりできるだけ食品として活用するようにしていくことが重要」とされている。

まだ食べることができる食品などを、食品関連事業者等は無償で提供いただき、必要な食べ物の入手が困難な者に寄付する「食品寄附」を促進することは、食品ロスの削減のみならず、生活困窮者支援や食品アクセス確保など、福祉課題の解決にもつながる。

食品寄附においては、食品に関連する情報や、食品の授受を行う事業者の情報など、様々な情報が食品寄附者やフードバンクなどの関係者の間でやり取りされている。ただし、現状では、事業者ごとに寄附申請等の際に求める情報が異なっていたり、細部については電話での調整が発生したりするケースが多く存在する。加えて、用語の定義や食品の分類等も事業者ごとに異なることから、これまでに取引のなかった新たな事業者と情報の授受を行う際に確認の負荷が生じてしまうケースもある。

また、今後食品寄附者における寄附機会を増やす手段として、デジタルツールを活用した関係者間のマッチングやトレーサビリティの確保が目指されているが、こうした施策を実現するためにもデータを標準化した上で機械判読可能な形にすることが必要となる。

食品寄附におけるデータ標準化ガイドライン（以下、本ガイドライン）では、地域や事業者をまたいだデータのやり取りを行う際の負荷を低減し、寄附機会の増加を実現することを目的に、食品寄附に関するデータの定義や標準項目等を示す。

1.2. 本ガイドラインの位置づけ

消費者庁では、未利用食品等の提供（食品寄附）の促進のため、一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（ファシリテーター、フードバンク等））を特定するための「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて（第一版）」（令和6年12月25日）を策定している。

同ガイドラインにおいては、食品寄附関係者同士におけるデータやシステムの連携を進め、食品寄附に関する様々な資源のマッチングを図ること、地域の食品寄附関係者の連携協力を促進することなどが盛り込まれている。

上記を達成するためには食品寄附関係者間で授受が行われるデータやその定義について、各関係者が共通認識を持つことが重要であるため、本ガイドラインにおいては、標準となるデータ項目、取り扱い指針等を示すこととする。

本ガイドライン通りの運用を強制するものではないが、その主旨・目的を鑑みて、関係者においては可能な限り本ガイドラインに沿った業務運用、システム運用を行うことが望まれる。特に、企業による大

口の食品寄附が行われるケースをモデルケースとしてデータ項目を作成しているため、関係者によっては実際の運用と乖離があることも想定され得る。小口の寄附のケースでは必ずしも全ての業務やデータ項目等が適用されないケースもあることが想定されるが、その場合はデータ項目における定義は共通化していただいた上で、推奨のデータ項目は採用いただきつつ、任意とするデータ項目においては寄附者とフードバンク間の取り決め・合意内容に沿った運用をしていただくなどの柔軟な運用も可能である。

1.3. 用語の定義

本ガイドラインにおいては、前述の消費者庁「食品寄附ガイドライン」¹の定義に従い、食品の寄附を最初に行う食品関連事業者や企業及び団体を食品寄附者、寄附食品を食品寄附者から子ども食堂やフードパントリーに仲介する者を中間支援組織、寄附食品を最終受益者に引き渡す者を直接支援組織と位置付ける。

表 1-1 用語の定義

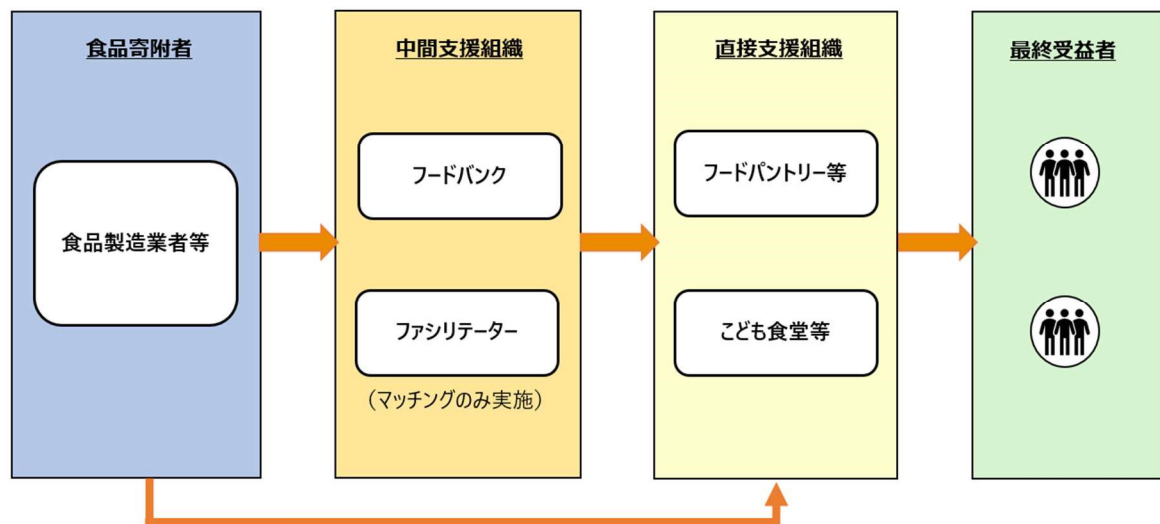
用語		定義
食品寄附者		一次生産、食品加工・製造、小売等の流通、ケータリング、ホスピタリティ部門等、食品サプライチェーンの各段階で余剰食品を提供する事業者、災害用備蓄食品等を提供する事業者、余剰農作物等を提供する農林水産業者等を含み、行政機関及び事業者ではない個人は含まない。
中間支援組織	ファシリテーター	食品の再分配を促進するために、食品の寄附者とフードバンク等との間の連絡を可能にし、余剰食品と潜在的な需要のマッチングを行うサービスを提供する場合の者をいう。一般的にはフードバンクと異なり、自らは輸配送・保管機能を有さず、寄附食品を所有することはない。具体的には、マッチングサービス等を行っている社会福祉協議会、フードバンク、子ども食堂等の加盟するとりまとめ団体等も含まれる。また、一般の民間事業者が販売に適さない食品を寄附に回すことを仲介する場合等も含まれる。
	フードバンク	食品寄附者から寄附された食品を受け取り、輸送・保管して、福祉施設やフードパントリー、子ども食堂等、提携している

¹ 消費者庁「食品寄附ガイドライン（第一版）」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_241225_01.pdf

用語		定義
		団体に提供する場合の者をいう。なお、調理を伴う提供活動の場合については含まない。
直接支援組織	フードパントリー等	フードバンク、食品寄附者等から直接寄附された食品を受け取り、食品を小分けにするなどして最終受益者に提供する場合の者をいう。最終受益者の自宅等に配送するか最終受益者が直接取りに来る（無人倉庫を含む。）かを問わない。
	こども食堂等	フードバンク、食品寄附者等から直接寄附された食品等を加工・調理して、食事の形態で最終受益者に提供する場合の者をいう（炊き出しや、弁当として配布する場合、飲食店が安価又は無償で提供する場合も含む。）。

図 1 -1「日本における食品寄附に係るサプライチェーン」の概略図



2. 食品寄附において授受されるデータ項目と定義

食品寄附者は、フードバンク等の中間支援組織を通じて、フードパントリーや子ども食堂等の直接支援組織に食品の提供を行う。食品寄附関係者における食品寄附に係る業務は以下の通りである。本

ガイドラインでは、下表の No.1 食品寄附、No.2 食品提供の各段階で授受されるデータ項目とその定義を示す。

表 2-1 食品寄附における業務内容

No.	分類	関係する事業者	概要
1	食品寄附	食品寄附者 中間支援組織	食品寄附者から中間支援組織に寄附食品の受入を依頼する。依頼にあたり、寄附する食品の情報や賞味期限、受入方法等を連携する。
2	食品提供	中間支援組織 直接支援組織	中間支援組織から直接支援組織へ提供可能な食品のうち、提供を希望する食品やその量、受け取り方法等を連携し、食品の授受を行う

2.1. 食品寄附において授受されるデータ項目

本ガイドラインでは、食品寄附関係者間で授受を行うデータ項目について、データ項目、データ形式、定義を取り決め、各関係者で共通に流通させることができるよう、以下のように仕様を定める。各項目については食品の寄附時・提供時の様式を定める際には採用されることが望ましい。

下表にて「推奨」と記載のある項目については、入力または記入が推奨される項目であり、「任意」と記載のある項目については特定の条件に当てはまる場合等に入力または記入いただきたい項目である。また、「繰り返し」欄に○のある項目については、個別の寄附食品に関する情報であるため、共通項目（項番 1～5）に紐づけて繰り返し入力または記入できるようにすることが望ましい。

なお、寄附者や受領者の名称や連絡先については別途連携されていることを前提としており標準データ項目一覧には含めていない。

表 2-2 標準データ項目一覧

項番	項目名称	データ形式	推奨/ 任意	繰り返し	項目説明	No.1 食品 寄附時	No.2 食品 提供時
共通項目							
1	寄附食品保管場所	半角・全角文字列	推奨	—	食品寄附者側での寄附予定食品の現在の保管住所を記載	○	—
2	寄附理由	複数選択式	任意	—	寄附を実施したい理由を以下から選択 (賞味期限・販売期限間近、防災品入替、過剰在庫、返品商品、外装不良、サンプル残・イベン	○	○

項 番	項目名称	データ形式	推奨/ 任意	繰り 返し	項目説明	No.1 食品 寄附時	No.2 食品 提供時
					ト残、その他)		
3	寄附食品の 配布先	択一式（生活要支 援者に限る、その 他）	任意	—	寄附先の条件・制約があるか	○	○
4	寄附予定日 （開始）	半角数字、日付型 （YYYY/MM/DD）	推奨	—	・食品寄附者による食品の寄附が 可能となる日（開始日）	○	—
5	寄附予定日 （終了）	半角数字、日付型 （YYYY/MM/DD）	推奨	—	・食品寄附者が食品の寄附を完 了させたい日（終了日） （※寄附開始予定日から寄附終 了予定日までの期間は、フードバン ク側の倉庫状況等の調整のため、 余裕をもった期間を設定することが 望ましい。）	○	—
寄附食品情報							
6	商品分類コ ード	択一式 表 2-3 にてコード を記載	推奨	○	当該商品の分類を識別するための コード	○	○
7	商品名	全角・半角自由記 述	推奨	○	当該商品の名称	○	○
8	JAN コード	半角数字 13 桁ま たは 8 桁	任意	○	JIS-X0507 で規定される商品用 の流通コード（GTIN-13、 GTIN-8） コードが明記されている場合に入力	○	○
9	集合包装用 商品コード	半角数字 14 桁	任意	○	企業間の取引単位である集合包 装に対し設定される商品識別コー ド（GTIN-14） コードが明記されている場合に入力	○	○
10	アレルギー情 報	複数選択式 表 2-5 にてコード	推奨	○	アレルゲンの「特定原材料等」とし て指定されている 28 品目を含む	○	○

項 番	項目名称	データ形式	推奨/ 任意	繰り 返し	項目説明	No.1 食品 寄附時	No.2 食品 提供時
		を記載			食品であるか		
11	調理の可否	択一式（要調理・ 調理不要）	任意	○	当該の食品を食べる際に調理が必要か否かを選択 例）カップ面等食べる際にお湯が必要な食品や、アルファ米など食べる際に水が必要な食品など	○	○
12	管理温度帯	択一式（常温・冷蔵・冷凍）	推奨	○	寄附予定食品の管理温度帯	○	○
13	賞味期限または消費期限	半角数字、日付型 （YYYY/MM/DD）	推奨	○	当該食品の賞味期限または消費期限	○	○
14	商品画像	半角英数字、文字列	任意	○	当該商品の画像貼り付け、または画像を貼り付けられない場合は当該商品画像掲載の URL	—	○
15	ウェブサイト URL	半角英数字	任意	○	商品を紹介するウェブページ	○	○
16	荷姿	択一式（箱またはケース・単品）	推奨	○	食品が提供される際に、箱またはケースの単位で提供されるか、単品で提供されるかを選択	○	○
17	総数	数値、半角数字	推奨	○	提供食品の総数、箱またはケース単位で寄付される食品については箱またはケースの総数	○	○
18	箱・ケースあたりの個数	数値、半角数字	任意	○	箱またはケース単位で寄付された食品について、1 箱/1 ケースあたりの当該商品の個数	○	—
19	箱・ケースあたりの重量	数値、半角数字	任意	○	箱またはケース単位で寄付された食品について、1 箱/1 ケースあたりの重量	○	—
20	箱・ケース外寸	文字列、半角英数字	任意	○	箱またはケースの外寸	○	—
21	提供形態	択一式（パレット積載、その他）	推奨	○	提供時に、パレットに積載した状態で受け渡しをするか、その他の方法を取るか	○	—

項 番	項目名称	データ形式	推奨/ 任意	繰り 返し	項目説明	No.1 食品 寄附時	No.2 食品 提供時
22	個包装単位 での日本語 表示有無	択一式（有、無）	任意	○	個包装された食品について、日本語表示の記載の有無 例）大袋等の中の個包装 1 つ 1 つにおける賞味期限等の表示の有無、輸入品の個包装単位での日本語の表示有無など	○	○
23	製造者	全角・半角自由記述	任意	○	当該商品の製造事業者名	○	○
24	加工者	全角・半角自由記述	任意	○	当該商品の加工事業者名	○	○
25	輸入者	全角・半角自由記述	任意	○	当該商品の輸入事業者名	○	○
26	販売者	全角・半角自由記述	任意	○	当該商品の販売事業者名	○	○

2.2. 各データ項目における定義

2.1 に示したデータ項目の仕様について、運用時の留意事項、例外的なケースにおける対応方針、任意のデータ項目において登録が必要となる条件について、本章にて示す。

2.2.1 寄附食品保管場所

食品寄附者が寄附直前に寄附食品の保管を行っている場所の住所をご記入いただくことを想定している。

2.2.2 寄附理由・寄附食品の配布先

寄附理由については、食品寄附者が寄附を実施したい理由をフードバンク等に伝えたい事項があれば賞味期限・販売期限間近、防災品入替、過剰在庫、返品商品、外装不良、サンプル残・イベント残、その他から選んで記載する。

寄附食品の配布先については、生活要支援者に限るか、制限等を設けないかを選択して記載する。

2.2.3 商品分類

フードバンクやフードパントリー等が食品を取り扱う際の分類については、一般的な食品分類と比べ、食品寄附の実情に合わせた運用がなされている。

例えば、家庭への寄附食品の分配に際し、各家庭のフライパンや電子レンジ、電気ガスの利用状況等を踏まえて、食べられない食品が混じることの無いように、「缶詰・びん」「レトルト食品」「インスタント食品」等、食べ方に応じた分類が設定されているケースが多い。また、貯蔵可能な食品を中心に提供する必要があることから、生鮮食品以外の食品について比較的細分化した分類が設定されている。

このような既存のフードバンクの食品分類コードを参考に、以下の通り食品寄附に係る標準食品分類コードの設定を行った。

既に使用されている商品分類がある場合にはそのままご使用いただくことが想定されるが、複数のフードバンク間等にてやり取りされる際には以下の商品分類コードへの紐づけを行った上でのデータ授受を推奨する。

表 2-3 商品分類コード表

No.	食品分類	定義	食品例
01	米	精米のほかに、アルファ米や、パックご飯等調理して利用できる米も含む	精米、アルファ米、パックご飯等
02	その他主食	米を除く主食	パン、餅、シリアル、麺等
03	生鮮食品	生鮮であることが求められる食品	肉・魚・卵・野菜・果物等
04	缶詰・びん	空けてそのまま食べられる食品。調味料は含まない。	魚介缶詰、佃煮瓶、フルーツ缶、ジャム等
05	レトルト食品	加熱・湯煎して食べられる食品	レトルトカレー、レトルトシチュー、どんぶりの具、パスタソース等
06	インスタント食品	水・湯利用で食べられる食品	インスタント麺、フリーズドライ、春雨・寒天、インスタントみそ汁等
07	冷凍食品	製造または加工した食品を凍結させ、容器包装に入れたもの	冷凍食品
08	乾物	野菜や海藻類、魚介類などの食材を乾燥させて水分を抜き、常温で数ヶ月以上保存できるようにした食品	焼き・味付け海苔、ふりかけ等
09	粉類	穀類や豆類を粉にして調理した物	小麦粉、パン粉、お好み焼き粉等
10	調味料	食品への味付けを目的としたもの	塩、砂糖、ソース等
11	菓子類	食事のほかに食べる嗜好	チョコレート、グミ、スナック菓子等

		品	
12	飲料	飲用を目的とするもの	缶・ペットボトル・パック等の飲料 飲料用の粉末等
13	その他食品	上記以外の食品	上記以外の食品
14	食品以外の商品	食品以外の商品	日用品等

食品業界で広く活用されている JICFS 食品分類と、商品分類コードとの対応表を以下に示す。

表 2-4 商品分類コードと JICFS 食品分類コードとの対応表

JICFS 分類			JICFS 食品小分類表	対応する標準食品分類コード
大	中	小		
1	1		加工食品	
1	1	01	調味料	No.10 調味料
1	1	02	食用油	No.10 調味料
1	1	03	スプレッド類	No.10 調味料
1	1	04	乳製品	乳飲料は No.12 飲料 クリーム等は No.10 調味料 デザート/ヨーグルト等は No.11 菓子類
1	1	05	調理品	No.04 缶詰・びん No.05 レトルト食品 No.06 インスタント食品 のいずれか
1	1	06	スープ	No.04 缶詰・びん No.05 レトルト食品 No.06 インスタント食品 のいずれか
1	1	07	冷凍食品	No.07 冷凍食品
1	1	08	缶詰	No.04 缶詰・びん
1	1	09	粉類	No.09 粉物
1	1	10	ホームメイキング材料	No.09 粉物
1	1	11	麺類	No.02 その他主食
1	1	12	パン・シリアル類	No.02 その他主食
1	1	13	穀物	米は No.01 米 それ以外は No.02 その他主食
1	1	14	加工肉類	No.13 その他食品
1	1	15	練り製品	No.13 その他食品
1	1	16	漬物・佃煮	No.13 その他食品

1	1	17	水物	No.13 その他食品
1	1	18	惣菜類	No.13 その他食品
1	1	19	農産乾物	No.08 乾物
1	1	20	加工水産	No.13 その他食品
1	1	21	その他加工食品	No.13 その他食品
1	2		生鮮食品	
1	2	01	水産	No.03 生鮮食品
1	2	02	畜産	No.03 生鮮食品
1	2	03	農産	No.03 生鮮食品
1	2	04	その他生鮮食品	No.03 生鮮食品
1	3		菓子類	
1	3	01	菓子類	No.11 菓子類
1	3	02	デザート・ヨーグルト	No.11 菓子類
1	3	03	珍味	No.13 その他食品
1	3	04	アイスクリーム類	No.11 菓子類
1	3	05	その他菓子類	No.11 菓子類
1	4		飲料・酒類	
1	4	01	嗜好飲料	No.12 飲料
1	4	02	果実飲料	No.12 飲料
1	4	03	清涼飲料	No.12 飲料
1	4	04	乳飲料	No.12 飲料
1	4	05	アルコール飲料	No.12 飲料
1	4	06	酒類を含むセット商品	No.12 飲料
1	4	07	その他飲料・酒類	No.12 飲料
1	5		その他食品	
1	5	01	乳幼児食品	No.13 その他食品
1	5	02	健康食品	No.04 缶詰・びん No.05 レトルト食品 No.06 インスタント食品 No.13 その他食品のいずれか
1	5	03	食品贈答品	No.04 缶詰・びん No.05 レトルト食品 No.06 インスタント食品 No.13 その他食品のいずれか
1	5	04	その他食品	No.13 その他食品

2.2.4 商品名

商品名については、主に以下の方法での入力を行うようにすること。

JANコードや集合包装用商品コードを活用した自動入力可能な場合

バーコードリーダーを使用して商品に貼付されているコードを読み取り、商品情報データベースから商品名を照会し入力。またはシステム内で連携して自動入力。

上記が難しい場合

商品に記載されているメーカー既定の商品名を入力する。生鮮食品などの商品名が定められていない食品の場合は、名称（りんご、キュウリ等）を入力する。

なお、複数の商品が詰め合わせとして梱包されている場合、または袋に入れられている場合は、代表的な商品名のみでの入力でよい。

2.2.5 アレルギーマ情報

食品表示法の規定にもとづく表示ルールである食品表示基準及び関連通知等によって定められた、特定原材料 8 項目および特定原材料に準ずるもの 20 項目に付番を行った。アレルギー情報の登録を行う際には当てはまるアレルゲンを選択して記入する。

表 2-5 アレルゲン分類コード表

No.	アレルゲン	備考
01	えび	特定原材料
02	かに	特定原材料
03	くるみ	特定原材料
04	小麦	特定原材料
05	そば	特定原材料
06	卵	特定原材料
07	乳	特定原材料
08	落花生（ピーナッツ）	特定原材料
09	アーモンド	特定原材料に準ずるもの
10	あわび	特定原材料に準ずるもの
11	いか	特定原材料に準ずるもの
12	いくら	特定原材料に準ずるもの
13	オレンジ	特定原材料に準ずるもの
14	カシューナッツ	特定原材料に準ずるもの
15	キウイフルーツ	特定原材料に準ずるもの
16	牛肉	特定原材料に準ずるもの

17	ごま	特定原材料に準ずるもの
18	さけ	特定原材料に準ずるもの
19	さば	特定原材料に準ずるもの
20	大豆	特定原材料に準ずるもの
21	鶏肉	特定原材料に準ずるもの
22	バナナ	特定原材料に準ずるもの
23	豚肉	特定原材料に準ずるもの
24	マカダミアナッツ	特定原材料に準ずるもの
25	もも	特定原材料に準ずるもの
26	やまいも	特定原材料に準ずるもの
27	りんご	特定原材料に準ずるもの
28	ゼラチン	特定原材料に準ずるもの

2.2.6 賞味期限または消費期限

寄附食品の賞味期限または消費期限の情報を入力する。YYYY(西暦)/MM(月)/DD(日)の形式での入力で、日単位での記載がない商品については、各月 31 日を期限とみなして入力することを想定している。月が一桁の場合は、二桁目に 0 を入れて 01、02 等と表記をする。

賞味期限・消費期限の記載がないものについては、9999/99/99 と記入する。

箱・ケース単位での寄附で、複数の期限の商品が混在している場合には最も期限が早いものを入力する。

2.2.7 箱・ケース単位の重量・個数・外寸

箱・ケース単位で寄附食品の受付を行う場合、箱・ケース単位の重量・個数・寸法について記載する必要がある。

重量については、箱・ケースを含む重量を kg 単位で記載いただき、小数点第 1 位まで記載可能とする。小数点第 2 位以下は切り捨てとする。

個数については、上記の重量を算出した箱またはケースの総数について記載いただく。

外寸については、高さ、幅、深さをそれぞれ cm 単位で記載いただく。小数点以下は切り捨てとする。

例：幅 235cm × 奥行 150 × 高さ 105cm の場合、「W235 × D150 × H105」と設定する。

2.2.8 提供形態

提供形態については、食品寄附者が提供を行う際に、箱またはケースの状態を受け渡しをするか、パレットで受け渡しをするか、その他の形式（商品単体での受け渡し等）について選択いただく形とする。

2.2.9 個包装単位での日本語表示有無

個包装された食品については、個包装ごとに日本語表示が有るか無いかを選択いただく形とする。
例えば大袋等の中の個包装 1 つ 1 つに賞味期限等の表示がある場合は有を選択する形とする。

2.2.10 製造者/加工者/輸入者/販売者（加工食品の食品関連事業者）

登録する商品に表示がある場合、加工食品の食品関連事業者に関する情報を入力することが望まれる。その製品の製造業者である場合「製造者」、加工業者である場合「加工者」、輸入業者である場合「輸入者」、上記に代わって販売業者が表示責任者となる場合には「販売者」の記載がある。

生鮮食品など、パッケージ等に製造者の記載がないケースや、管理上特段必要としない場合については記入不要である。

3. 共通フォーマット

別添として、食品寄附者が中間支援組織に対して申請を行う際のフォーマットのサンプルを整理した。
現在ご使用の寄附申請書等が無い場合や、項目に大きな差異がある場合等にご活用いただきたい。